

吉野川市ごみ指定袋広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市有料ごみ指定袋広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、吉野川市が販売するごみ指定袋（以下「ごみ袋」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等及び掲載位置)

第2条 広告の規格等は、ごみ袋及び外装袋の印字と同色刷りとし、次に掲げるとおりとする。

(1) ごみ袋460mm×100mm1枠

(2) 外装袋180mm×50mm1枠

2 広告の掲載位置は、ごみ袋は、原則として中央付近。外装袋は下段付近とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告を掲載する期間は、広告を掲載するごみ袋が完売するまでとする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、300,000円以上のせり方式により確定する。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告の掲載を希望する者の募集は、指定ごみ袋等の作成時期、作成枚数等を勘案し、ホームページ及び広報紙等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、吉野川市ごみ指定袋広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長が指定する期間内に市長に申し込まなければならない。

(1) 掲載広告原稿（紙及び電子データ）

(2) 企業概要の分かる書類

(3) 市納税証明書（指示がある場合）

(掲載広告の選定方法)

第7条 募集のあった広告については、吉野川市環境局運転管理センターが審査及び協議を行い、前条の規定による申込者のうち広告掲載料の最も高い事業所を決定する。

2 前項の規定により、広告掲載料が同額の場合は、せり上げにより決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の規定により広告掲載の可否を決定したときは、その結果について、吉野川市ごみ指定袋広告掲載決定通知書（様式第3号）（以下「決定通知書」という。）により広告掲載希望者に通知する。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 前条の規定により決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、吉野川市ごみ指定袋広告掲載承諾書を市長に提出するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、指定する期日までに広告主の責任及び負担において広告の原稿を作成し、市長に提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を指定する期日までに一括して納付しなければならない。

(広告表現の基準)

第12条 広告のデザイン等広告の表現の基準は、要綱第5条の規定によるもののほか吉野川市広告掲載取扱要領第2条の規定のとおりとする。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、ごみ袋等への広告掲載を取り下げるときは、吉野川市ごみ指定袋広告掲載取下げ申請書(様式第5号)により市長に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告の掲載をすることができなかった場合は、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還することができる。ただし、ごみ指定袋購入に関する契約締結後は、広告掲載料の返還は行わない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年3月1日から施行する。